

第29号様式

南総第 136 号
令和6年10月11日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

南伊勢町長 上村 久仁

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金不足比率	当該年度の前年度 (令和4年度)	当該年度 (令和5年度)	当該年度の翌年度 (令和6年度)
資金不足比率	0	26.6	0
(公共浄化槽事業特別会計)			

備考

- 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

公共浄化槽事業特別会計については、令和6年度から法適用により下水道事業会計に属する公営企業会計に移行することから、令和5年度は3月末日をもって打ち切り決算となりました。この会計事務処理において、国・県支出金が3月末日までに収入されなかったことにより、赤字決算となり、経営健全化基準（20%）以上の資金不足比率が発生いたしました。なお、令和6年度の下水道事業会計において、すでに上記の国・県支出金は収入されています。また、過去においても当該事案以外に資金不足比率は生じておらず、令和6年度決算は資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると判断しています。